

株式会社帝国データバンクビジネスサービス 行動計画

女性の活躍を推進するため、以下のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 目標と取組内容・実施時期

【目標1】

・「計画期間内に育児休業の取得を希望する男女従業員について取得率を90%以上にする」

<対策>

令和4年4月1日～

- ・各管理職は職場で休業取得者が発生した場合に備え、育児休業中の代替要員の確保や、業務内容、業務体制の見直し等を随時行う。

令和4年10月1日～

- ・6カ月に一度、全ての管理職が上記見直し状況の確認を相互に行う会議を開催する。

令和5年4月1日～

- ・1年目の育児休業の取得状況を確認し、必要が生じた場合には、新たな取り組みを検討・実施する。

【目標2】

・「ハラスメント全般(パワハラ、モラハラ等)を含む『セクシャルハラスメント相談窓口』の活性化を図る」

<対策>

令和4年4月1日～

- ・ハラスメント相談窓口の存在とメールアドレスや専用電話を社内イントラネットで告知する。
- ・同イントラネット上で半年に2回以上の告知を行い、認知度を向上させる。

令和4年10月1日～

- ・窓口の存在や、専用番号の認知度などについて、社内ヒアリングを実施する。

令和5年4月1日～

- ・ヒアリング結果や1年間の取り組みに応じて、必要が生じた場合には新たな施策を検討・実施する。

以上